

第3 カナダにおける少数言語者対策

1 カナダにおける犯罪発生状況

(1)序

カナダは、北米大陸に位置する総人口約2,700万人の国家であるが、その地理的条件と歴史的経緯、そして政治・経済情勢を背景としてカナダ政府が移民（難民）政策を継続した結果、表1の言語別人口が示すように、現在の様な多言語・多文化の国家となっている。

表1 言語別人口（1991年）

言語別	人口	構成率
英語	16,169,880	59.9%
フランス語	6,502,860	24.1%
イタリア語	510,990	1.9%
中国語	498,845	1.8%
ドイツ語	466,240	1.7%
ポルトガル語	212,090	0.8%
ポーランド語	189,815	0.7%
ウクライナ語	187,015	0.7%
スペイン語	177,425	0.7%
オランダ語	139,035	0.5%
その他	1,939,855	7.2%
総計	26,994,045	100.0%

1990年以降毎年20万人を突破した移民は、既に人口の約20パーセント近くを占めるまでになっており、移民者の元国籍は、①イギリス、②イタリア、③アメリカ、④香港、⑤インド、⑥中国、⑦ポーランド、⑧フィリピン、⑨ドイツ、⑩ポルトガルの順である。また、1996年度でみると、①香港、②インド、③中国、④台湾、⑤フィリピン、⑥パキスタン、⑦スリランカ、⑧アメリカ、⑨イラン、⑩イギリスと続いている。

移民の言語について分析すると、英語を話す者が50パーセント強を占めるものの、英語・フランス語を話さない者が約41パーセントもあり、少数言語者対策が各方面で必要とされていることが分かる。

表2 国籍別移民数

元 国 籍	1994	1995	1996
香 港	44,169	31,746	29,871
イ ン ド	17,225	16,215	21,166
中 国	12,486	13,290	17,479
台 湾	7,411	7,691	13,165
フ イ リ ピ ン	19,097	15,149	12,923
パ キ ス タ ン	3,746	3,996	7,724
ス リ ラ ン カ	6,671	8,925	6,117
ア メ リ カ	6,234	5,185	5,789
イ ラ ン	2,694	3,683	5,770
イ ギ リ ス	5,971	6,160	5,559
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4,905	6,270	5,098
ベ ト ナ ム	6,230	3,953	2,476
そ の 他	93,476	97,864	98,487
総 計	223,875	212,491	224,050

表3 言語別移民数

言 語 別	1994	1995	1996
英 語	110,829	108,841	115,400
フ ラ ン ス 語	6,903	8,198	9,583
英語とフランス語	5,892	6,158	6,556
それ以外の言語	100,251	89,282	92,170
不 明		12	341
総 計	223,875	212,491	224,050

(2)カナダにおける犯罪発生状況

①全般的な犯罪発生状況

カナダにおける全般的な犯罪発生状況を連邦統計局の資料により概観すると、表4が示すとおり、最近10年間では、1991年をピークに犯罪発生件数が減少傾向にあったが、ここ2年間は横ばいの状況である。

表4 カナダの犯罪発生状況

年	身体犯	財産犯	その他	統計
1987	219,381	1,468,591	680,984	2,368,956
1988	232,606	1,457,361	700,040	2,390,007
1989	248,579	1,443,048	734,309	2,425,936
1990	269,503	1,554,348	803,342	2,627,193
1991	296,962	1,726,769	875,257	2,898,988
1992	307,512	1,674,773	866,435	2,848,720
1993	310,201	1,599,037	827,092	2,763,330
1994	303,745	1,524,519	818,366	2,464,630
1995	294,603	1,549,877	791,772	2,636,252
1996	291,437	1,555,800	776,911	2,624,148

(注) 警察に通報された件数であり、道路交通法違反は含まない。

主要都市の人口数は、トロント、モントリオール、バンクーバーの順であるが、犯罪発生率では、表5のとおりバンクーバーが圧倒的に高い。

表5 主要都市犯罪発生状況（1996年）

主要都市	身体犯	財産犯	その他	総計
トロント	36,327 (824)	188,621 (4,277)	80,248 (1,820)	305,196 (6,920)
モントリオール	28,248 (839)	180,068 (5,351)	60,259 (1,791)	268,575 (7,981)
バンクーバー	24,956 (1,325)	197,666 (10,494)	57,440 (3,049)	280,062 (14,868)
オタワ－ハル	8,989 (865)	58,838 (5,661)	26,182 (2,519)	94,009 (9,045)
エドモントン	8,215 (922)	46,492 (5,219)	21,625 (2,428)	76,332 (8,569)
カルガリー	6,564 (769)	45,966 (5,384)	14,424 (1,690)	66,954 (7,843)
ケベック	3,769 (539)	30,619 (4,380)	10,338 (1,479)	44,726 (6,398)
ウィニペグ	7,735 (1,137)	42,669 (6,272)	16,459 (2,419)	66,863 (9,829)
ハミルトン	7,433 (1,131)	31,347 (4,770)	13,974 (2,160)	52,754 (8,027)

() は人口10万人当たりの犯罪発生率である。

表6に示したバンクーバー市警察管内における犯罪発生状況には、次のような傾向が認められる。

- ・性犯罪については確実に減少傾向にあるが、暴行・傷害罪については平行線をたどっている
- ・強盗と侵入盗の件数は、年々増加の傾向にあり、しかも検挙率が強盗で20数パーセント、侵入盗に至っては5パーセント台である

- ・自動車盗についても増加の傾向にあり、5年前の6千台から1万台へと大きく上昇している
- ・財産犯の増加に伴い、これに係る贓物故買罪等についても徐々に増加する傾向にある

表6 バンクーバー市内における主要犯罪発生件数と検挙率

罪種	1992		1993		1995		1996	
	発生件数	検挙率%	発生件数	検挙率%	発生件数	検挙率%	発生件数	検挙率%
殺人	33	45	24	50	31	58	25	44
殺人未遂	50	86	20	65	40	83	30	80
性犯罪	760	39	697	44	585	38	559	39
暴行	5017	60	4979	59	4638	62	4667	61
婦女誘拐	15	26	12	58	3	67	9	44
強盗	2025	21	2272	23	2607	20	2765	21
侵入盗	15417	5	15658	5	19082	5	20589	5
自動車盗	6581	5	6523	4	8071	4	10249	3
窃盗	40833	10	39881	10	51235	10	54284	9
贓物罪	467	99	455	99	617	98	612	104
詐欺	2013	46	1848	45	1490	51	1593	57
売春	1491	100	232	98	944	101	121	101
賭博	3	100	3	100	1	100	1	100
素物	2744	100	2472	99	1496	100	1293	99
総計	102348	17.4	97216	15.8	103231	16.1	107778	14.7

(注) 総計については、表内罪種の他に交通犯を除くすべての刑法犯の罪種を含めて計上している。また、1994年については統計が取られていないことから省略した。

②外国人被疑者による犯罪発生状況

外国人被疑者による犯罪発生状況については、警察統計やカナダ統計局の資料には特記されていないため、州裁判所において被告人に対して通訳を付した数を基に外国人犯罪の傾向を推定することとする。

表7 州裁判所における通訳実施数

通 訳 言 語	人数	備考	通 訳 言 語	人数	備考
アルバニア	1		中国（北京）	44	0.9%
アムハラ	10		ピジョン	4	
アラビア	13		ポーランド	40	
ミャンマー	21		ポルトガル	17	
カンボジア	7		パンジャブ	292	6%
中国（広東）	662	14%	ルーマニア	4	
クロアチア	21		ロシア	38	
チェコ	6		セルビア	1	
ペルシャ	76	2%	スペイン	1307	28%
フィリピン	67		ソマリ	44	
フランス	159	3%	スワヒリ	9	
ギリシャ	23		タガログ	8	
ヒンディー	80	2%	タミール	6	
ハンガリー	5		タイ	2	
イロカノ	1		トルコ	12	
インドネシア	5		ウルドゥ	11	
イタリア	25		ベトナム	1634	34%
日本	10	0.2%	ガジャラチ	6	
韓国	31		シンハリ	3	
クルド	7		総 計	4712	

表7は、1997年4月から11月までの統計であるが、外国人による犯罪は、ベトナム・中南米・中国系が圧倒的な数を占めている。

③クルーの設置

以上のような犯罪情勢を踏まえ、連邦警察(RCMP)とバンクーバー市警察は、そのノウハウや情報を共有して組織犯罪捜査を効率的に進めるために、クルー(Coordinated Law Enforcement Unit)と呼ばれる体制を樹立している。

クルーは約100名の警察職員で構成され、その人員は連邦警察から約45名、バンクーバー市警察から同じく約45名、そして他の機関(税関、入国管理局)から若干名が派遣されている。クルーの長は、連邦警察とバンクーバー市警察から交互(4年交代)に選任されている。

クルーの任務は、カナダにおける組織犯罪に関する重要情報の収集・分析、現場への情報還元などであるが、具体的には、アジア人の組織犯罪の担当、ヘルズエンジェルズなどカナダ国内の組織犯罪の担当、東ヨーロッパの組織犯罪の担当に分かれている。このクルーは、税関や入国管理局とも連携していることから、麻薬の密輸事件の検挙などで大きな成果をあげている。

クルーでは国際組織犯罪も対象としていることから、ロシア語、チェコ語等の外国語を話す警察官も配置されているが、その他の言語については十分対応できていないのが実情である。また、クルーの予算は、連邦政府から約20パーセント、ブリティッシュ・コロンビア州政府から約60パーセント、自治体から約20パーセントがそれぞれ支出されている。

2 カナダにおける外国人犯罪に係る刑事訴訟手続き

(1)序

法廷侮辱罪を除く全ての犯罪は連邦法により規定されており、それらの中でも最も重要な法令は刑法であるが、カナダ刑法の守備範囲は日本よりも広く、日本の刑法と刑事訴訟法を合わせたものに、銃刀法、道路交通法等の一部を加えた広範な内容である。

日本と同様に、カナダにおいても特別に外国人を対象した刑事訴訟手続きは存在しないが、カナダの公用語である英語・フランス語を話せない被疑者及び被告人に対しては、通訳を得る権利が保障されている。

カナダは10の州と2つの準州からなる連邦国家であり、州により刑事訴訟手続きにも若干の差異があるため、以下に説明する内容は、バンクーバーを中心とするブリティッシュ・コロンビア州のものであることを付言しておく。

(2) 刑事訴訟手続きの概要

① 権利の告知

「権利及び自由に関するカナダ憲章」の第10条は、「全ての者は、逮捕時や身柄拘束時において、直ちにその理由を知らされる権利及び弁護士を選任し、遅滞なく弁護士と相談することができる権利を有する。」と規定している。この条項に基づき、逮捕した被疑者にその権利を速やかに告知するために、警察官は権利告知のため留意事項書を常時携帯している。

また、被疑者の権利については、ただ形式的に告知するだけでは不十分であり、被疑者がそれを理解することが求められているため、現場の警察官は、被疑者に自分の権利を復唱させるなどの工夫をしている。

② 取調べ

取調べに当たっては、取調官は供述調書を作成することもあるが、被疑者の同意を得てテープ録音やビデオ録画を行うことが多く、これらを証拠として検察官に提出する。

被疑者が弁護士の選任を希望する場合には、憲章第10条の規定に従って、取調べ前に弁護士と接見させるために、通常は取調室の電話を使って被疑者本人から弁護士に連絡させている。この連絡に際して、取調官は立会いすることが許されず、取調室から退出しなければならない。

また、弁護士に相談した後、多くの被疑者は弁護士に指示されたとおりに黙秘権を行使するため、被疑者が弁護士を希望した時点で、事実上取調べは終了することが多い。したがって、カナダ警察で作成される供述調書は、ほとんどの場合、日本で言えば弁解録取書に近いものと言える。

また、逮捕被疑者が外国人の場合には、被疑者に領事通報の希望の有無を確認して、希望した場合には被疑者に領事館の電話番号を教えて本人に電話させている。

③ 検察官送致等

事件を取り扱った警察官は、被疑事実、事件の概要、参考人のリスト等を記入した報告書を作成し、検察官に送致する。検察官は警察から送られた報告書を審査し、起訴するかどうかを逮捕から24時間以内に決定する。

検察官が起訴を決定した場合は、検察側で被疑者の氏名、犯罪の適用条項等を記入したインフォメーションと呼ばれる書類を作成し、これを治安判事のもとに提出して、事件についての申立てを行う。申立てが認められた場合には、検察官と治安判事の両名がインフォメーションに署名し、日付が付される。

なお、逮捕状によらない逮捕の場合であって、被疑者が保釈審問のため判事又は治安判事のもとに出頭する場合は、この申立ては不要である。

④ 公判と予備審問(Preliminary Hearing)

重犯罪(Indictable Offence)を犯した被告人が州裁判所での公判を選択した場合及び軽犯罪(Summary Offence)については、州裁判所で公判が開かれる。

重犯罪を犯した被告人が州最高裁判所での公判を選択した場合には予備審問が開かれる。この予備審問では、判事、検察官、検察官側証人、被告人、弁護人が出席し、公判を維持するだけの十分な証拠があるかどうかが判事によって審査される。判事が公判を維持するだけの証拠がないと判断した場合は、公訴が棄却されて訴訟手続きは終了し、証拠があると判断した場合は、公判の期日が設定される。

(3) 通訳に関する法規制

① 通訳に関する法規制

カナダの刑事訴訟手続きにおいては、公用語である英語・フランス語を話せない被疑者及び被告人に対しては、通訳を得る権利が保障されているが、その主要な根拠法令は次のとおりである。

・「権利及び自由に関するカナダ憲章」第14条

訴訟手続きで使用される言語を話せない者が通訳を得る権利を規定

- ・「権利及び自由に関するカナダ憲章」第16条

カナダの公用語を英語及びフランス語と規定

- ・刑法第530条

法廷で使用される言語については、被告人の話す言語により英語又はフランス語が選択されると規定

②通訳をめぐる判例

カナダにおける通訳に関する判例のリーディングケースとして、1994年9月の連邦最高裁判所決定の概要を紹介する。本件は、ベトナム人男性を被告とする性犯罪事件についての上告審であり、一審において通訳人が要約通訳したことが争点とされたケースである。

この上告審において、連邦最高裁判所は、被告人が通訳を得る権利を保障する「権利及び自由に関するカナダ憲章」第14条に照らして、一審での通訳内容が違反しているかどうかについて審議した結果、一審判決を棄却し、再審を命じた。

判決理由の中で裁判長は、被告人が通訳を得る権利の侵害については、

- ・被告人が通訳を必要とすること
- ・実際に権利の侵害があったこと（通訳に誤りがあったというだけでは不十分であり、被告人の防御権に関わる重要な部分で通訳の誤りがあったという事実の存在）

を立証しなければならないとした上で、法廷通訳人に求められる条件として、

- ・継続性（途切れないこと）
- ・正確性
- ・客観性及び普遍性
- ・有能性
- ・同時性（発言に引き続いた通訳）

の五点を挙げている。

(4)通訳人の運用

①裁判所

裁判所においては、公判期日の指定があると、管理部門の事務員が法廷通訳

人名簿の中から選定して通訳人に要請する。公判当日には、審理の開始に先立って、通訳人は証言台で宣誓を行う。この宣誓は、被告人や参考人の場合と同様に、聖書を右手に持って廷吏の質問に答える形式である。

廷吏が、 “ Do you swear that the evidence you shall give in this case shall be the truth, the whole truth, and nothing but the truth , so help you God? ”

と読み上げ、通訳人がイエスと答えて宣誓は終了する。なお、宗教や信条により聖書に対して宣誓できない場合には、

“ Do you solemnly affirm that the evidence you shall give in this case shall be the truth, the whole truth, and nothing but the truth? ”

と良心に誓うこととなる。

ブリティッシュ・コロンビア州裁判所では、現在登録している法廷通訳人の数は127名であり、公判に必要な言語については質・量ともに不足はないということである。また、特殊な言語でどうしても法廷通訳人を手配することができない場合には、公判期日を延期することも可能である。

裁判所の通訳人運用状況としては、1997年の4月から11月までの8カ月間に、4,741人の通訳人を運用している。対象となった言語は40言語に達するが、中でもベトナム語(1,634人)、スペイン語(1,307人)、広東語(662人)、パンジャブ語(292人)が多い。

② 検察

バンクーバー検察局においては、警察から送られてくる報告書に基づき、24時間以内に起訴するかどうかを決定することが主な業務である。被疑者に対して長時間の取調べを実施することはなく、参考人の取調べについては、通訳派遣会社からの通訳人を活用して行っている。

③ 警察

警察の場合は、通訳派遣が緊急を要する場合が多く、かつ、深夜や休日にも要請されることから、警察官の中で言語に通じた者のリストが通信指令室に備え付けられており、現場からの要請に応じて、そのリストの中から選択して派遣することになっている。

現在バンクーバー市警察が持っているリストには、26言語、100人が登録されており、その内訳は、フランス語16人、イタリア語12人、広東語8人、パンジャブ語11人、ドイツ語10人などである。しかし現実には、急行した現場付近でその言語を話せる者を探すことが少なくない。また、逮捕した被疑者が外国人であっても、ほとんどの場合には、逮捕理由、黙秘権、弁護士選任権等の英語は理解できるというのが現状である。

911の緊急電話に少数言語で通報があった場合には、アメリカのA T Tの通訳サービスを利用することもある。ただし、A T Tについては、その通訳の身元確認ができないことから、捜査関係にはあまり活用していない。

(5)通訳の報酬

法廷通訳人の報酬に関する法制度は特になく、裁判所の内規によって決められており、1時間当たりの報酬は、

- ・資格を有する通訳人の場合 35ドル
- ・資格を有しない通訳人の場合 20ドル

とされている。通勤時間も勤務時間に算入され、また、午前又は午後の勤務については最低2時間、終日予定の勤務については最低4時間が保証され、それに満たない場合でも最低勤務時間分の報酬が保証されている。

この他に、片道35キロメートルを越える通勤については交通費の実費が補償され、また、駐車料金、食事代、その他の必要経費も支払われる。1997年に裁判所が法廷通訳人に支払った金額の総計は\$252,921.00であるが、需要の高い言語は別として、法廷通訳人の収入はそう多くはなく、各人が別の職業を有しているのが現状であり、多くの通訳人は民間の通訳派遣会社と契約を結んでいる。

また、弁護士を雇う経済力のない者に対する法律扶助を行う機関として法律扶助協会(Legal Services Society)があるが、同協会は、難民や移民等英語やフランス語に堪能でない者が必要とする通訳人の費用も負担する。その金額は、1時間について25ドルであり、通訳人は通訳派遣会社等に登録された専門家でなければならないという条件がある。

バンクーバー市警察における通訳人の報酬については、各部署の有する予算額に応じて多少の差異があるが、通常は4時間で150~160ドルが支払われる。

(6)通訳人確保のための諸方策

①バンクーバー・コミュニティ・カレッジ

刑事手続きに従事する法廷通訳人には専門的知識や正確性、中立性、同時性などが要求されるため、ブリティッシュ・コロンビア州ではバンクーバー・コミュニティ・カレッジに法廷通訳人養成コースを設置して、有能な通訳人の育成に当たっている。

この大学では、46言語に対応できる教授陣をそろえており、特に広東語とスペイン語の需要が大きいが、開講最低クラス人員数と希望者数との関係から、一度に全言語のコースを開講することはない。

授業の内容は、それぞれの語学に加えて、法廷通訳人に必要とされる知識として、

- ・法廷通訳人のあるべき姿
- ・法廷における通訳人の役割
- ・カナダ連邦と州裁判所のシステム
- ・法律理論
- ・裁判手続きと関係法律用語

などが盛り込まれている。

②法廷通訳人の登録

裁判所では法廷通訳人コースの卒業生等を法廷通訳人として登録しているが、その人数については表8のとおりである。

登録後については、法廷教育協会(Law Court Education Society)による教養は実施されるが、これは通訳人だけを対象としたものではなく、基本的には職業人としての通訳人個人の自助努力が期待されており、裁判所の方で追加教養を実施することはない。

表8 法廷通訳人数

通 訳 言 語	人数	備考	通 訳 言 語	人数	備考
アルバニア	1		中国（北京）	8	
アムハラ	2		ピジョン	1	
アラビア	1		ポーランド	3	
ミャンマー	4		ポルトガル	2	
カンボジア	2		パンジャブ	11	
アルメニア	3		ベンガル	1	
中国（広東）	8		ルーマニア	2	
クロアチア	2		ロシア	3	
セルビア			ドイツ	2	
ペルシャ	3		スペイン	12	
フィリピン			ソマリア	2	
イロカノ	3		ラオス	1	
タガログ			中国(その他)	3	
フランス	6		スワヒリ	2	
ギリシャ	2		日 本	3	
ヒンディー	3		韓 国	6	
ハンガリー	1		ウルドゥ	4	
ベトナム	12		トルコ	1	
イタリア	5		総 計 127人		
シンハリ	2				

(7)通訳の正確性・中立性確保のための諸方策

① 正確性確保の問題

法廷通訳職務規約(Code of Professional Conduct)は、具体的な通訳に当たって、「忠実、正確を旨とし、被告人や参考人の発言に関し粉飾を加えたり、

(省略) 更には自分の意見を付加する様なことは決してしてはいけない」と教示している。

公判において通訳人は、被告人の脇に立って、検察官・弁護士の質問、被疑者の応答が発せられる度に、法廷に設置されたマイクを通して交互に通訳している。したがって、通訳内容は法廷全体に聞こえることとなり、他の訴訟関係人等も通訳の正確性について検討することができる。また、裁判官が被告人に対して通訳人の通訳内容が理解できるかどうかを確かめることもある。

捜査段階における通訳の正確性については、カナダの裁判制度が弾劾主義を採り、公判廷での対決を前提としていること及び取り調べの状況については、ビデオ録画やテープ録音から検証出来ることから、あまり問題とされていない。

②中立性確保の問題

裁判所が作成した法廷通訳人に対する案内書及び法廷通訳職務規約では、法廷通訳人の立場は州の職員でも代理人でもないことが明確に謳われ、通訳人の役割は全く中立であることが担保されている。通訳人が被告人、参考人等利害関係者にアドバイスや説明を与えることさえも、法廷通訳職務規約で厳禁している。

また、法廷通訳人は裁判所のコートサービスと契約を結ぶだけであって、弁護士や利害関係者との契約は出来ないことになっており、この点でも中立性の確保に努めている。

通訳人の忌避の問題については、裁判所のコートサービスによる通訳人選定の段階から利害関係人を排除しているが、公判廷が開かれてから通訳人と被告人や被害者との間に利害関係があることが判明すれば、通訳人から裁判長に申し立てることになっている。

また、裁判官は公判中に通訳人の適格性について常に注意を払うべき義務があり、適格性に問題があると思料した場合には、訴訟指揮の一環として通訳人を変更することができる。

(8)外国人が被害者である場合の対応

少数言語グループの被害者に対応するために、法務省(Ministry of Attorney General)や警察機関などは広報活動を重視し、司法制度や司法機関への問合せ方

法を諸言語に翻訳し、パンフレットにして配布している。また、被害者対策に従事する警察官等に対しては、次のような点について教養を実施している。

- ・被害者の文化的背景を理解し、人種や信条、言語による偏見をもたない。
- ・被害者を一個人として尊重し、カナダの公共機関や司法機関の役割を十分に説明する。被害者の出身国によっては、警察に対するイメージが悪いことから、被害届を出したがる者もいるので注意する。
- ・被害者救済には、公的機関としても出来ることと出来ないことがあり、また、被害者に提供される情報には限界があることを説明する。
- ・生活習慣等を含む文化的相違のために、カナダにおいてはどのような行為が犯罪と認識されるのかを理解していない被害者もいることに注意する。
例えば、被害者の出身国では家庭内問題として処理されるような肉体的虐待がカナダでは犯罪となる場合があることを説明する。

① 被害者対策ユニット

バンクーバー市警察の被害者対策ユニットは、1984年に設立され、被害者に対する心理的なカウンセリングをはじめ、各種の被害者対策や小数言語者対策を推進している。このユニットの活動は、あくまで被害者や小数言語者のためのものであって、事件捜査を目的としたものではない。活動予算は法務省と市が半分ずつ負担しており、交通違反の罰金も予算源となっている。

被害者対策ユニットは、180名のボランティアと4名の有給の職員から構成されている。ボランティアスタッフは専門のカウンセラーではなく、学生、退職者、その他様々な職業の者が登録されており、男女比率も半々である。彼らはボランティアとはいえ、その活動内容はかなり警察活動に近いために、採用時には厳密な面接や身元調査等が実施されるとともに、40日間の新人研修と職場教養、更に4ヵ月ごとに研修が行われている。

被害者対策ユニットの活動としては、ボランティアが車両で現場に駆けつけて被害者への精神的サポートや被害者の緊急施設への搬送などの活動に従事する機動サービスと、被害者に対して情報提供を行う情報サービスなどがある。

英語・フランス語を話さない被害者に対応するために、ボランティアの外国語の知識・習熟度についてのリストが作成されており、調査時点においては、対応可能言語は18言語（78人）となっている。他のエスニックグループに

心を開かない被害者には同じエスニックグループに属し文化的背景を理解する者を派遣するなど、外国人被害者には柔軟な対応をしている。

②バンクーバー・チャイナタウン・ストアフロント

1992年にバンクーバー・チャイナタウン・ストアフロントと呼ばれる外国人のための法務省の相談所が設立された。同相談所には、中国系とベトナム系の職員3人が常駐し、近隣の住民（主にアジア系）に被害者対策を中心として、各種問合せや相談事への対応などのサービスを提供している。また、警察との連携も密であり、住民から得た情報を警察に通報したり、通訳や翻訳も行っている。

ここには約200名のボランティアが登録されており、そのほとんどは中国系住民である。学生の占める割合が多いが、実質的に活動しているのは登録者のうちの70から80人くらいである。

利用可能な言語は広東語、北京語、ベトナム語等であり、被害者対策や防犯のパンフレットを各言語に翻訳し、住民が利用できるようにしている。言語別利用状況は広東語が群を抜いており、広東語のサービスが69.4パーセントを占め、次いで英語(17.5%)、北京語(7.1%)、ベトナム語(5.8%)の順である。